

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益社団法人関西経済連合会	会費	551,250	367,500	2011/4/20,10/31	当該法人は、主として関西一円において経済活動を展開している企業、団体、学校法人など約1400の会員で構成する総合経済団体であり、財政経済、産業、社会労働に関する諸問題を調査研究して、関西経済界の総意の表明とその実現を図り、経済の発展に寄与することを目的に活動している。 当機構の行う「うめきた地区」等関西圏における都市再生・地域整備事業の推進において、当該法人の活動における情報収集及び連携は、都市再生事業戦略構築に必要であるため。	公社	国所管	当該支出は、大阪駅北地区、関西学研地区等における事業推進に当たり、当該法人の活動における情報収集及び連携は必要である。 今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、平成23年度において、15口支出していたものを見直し、最低口数で調整中。 支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人九州経済連合会	会費	150,000	150,000	平成23年4月18日	当該法人は、企業の意見を取りまとめ国や自治体へ提言を行う他、九州・山口経済活性化に関連する調査研究を行っている。また、主要経済団体及び自治体等と連携し、九州・山口経済圏における大規模プロジェクトや文化振興への推進・協力を行っている。 当機構の行う都市再生事業は、福岡市や北九州市の大都市と九州・山口の各自治体等、地方都市での民間都市再生事業の支援及び自治体のまちづくり支援・補完を役割とし、アセット事業やコーディネート事業を展開する取組みを行っており、当該法人の活動における情報収集及び連携は、都市再生事業戦略構築に必要である。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人建築研究振興協会	会費	100,000	100,000	平成23年6月30日	当該法人は、建築に関する内外の試験研究機関および研究者、技術者の連携を深め、その研究の振興と成果の普及を図るために設立された法人であり、提供される最新の研究成果等により得られる情報が、建築関連業務の適切な実施に資することができるため。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有
特例社団法人建設広報協議会	協賛金(平成23年度「国土交通行政推進事業」)	300,000	—	平成23年7月20日	—	特社	国所管	当該事業は国土建設、住宅・まちづくり政策に係る広報・啓発活動を推進するものであり、この活動を協賛することにより、当機構の事業活動への国民の理解を増進することに資するため必要であるが、特に広報・啓発活動の機構事業にとつての効果を十分に検討した上で、必要なものについて支出を行っていくこととし、削減する方向で調整中。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人建設広報協議会	会費	670,000	100,000	平成23年7月20日	当該法人は国土建設、住宅・まちづくり政策に係る広報・啓発活動を推進しており、この活動に参画することにより、当機構の事業活動への国民の理解を増進することに資するため。また、当該法人による各種刊行物、セミナー、広報講習会等により、同行政広報活動に関する横断的情報入手が可能。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は削減する方向で調整中。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有
特例社団法人再開発コーディネーター協会	会費	100,000	100,000	平成23年7月20日	当該法人は、市街地再開発事業に関係するコーディネーター(計画、設計、経営、鑑定等)が事業推進を図るために設立された法人であり、提供されるコーディネーターからの対応事例等の事業情報、専門家同士の意見交換等が、再開発事業における事業計画の立案、権利者の合意形成等の業務を適切に実施するため、また、機構の事業ノウハウの維持形成のため必要。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は削減する方向で調整中。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益財団法人財務会計基準機構	会費	300,000	300,000	平成23年5月31日	当該法人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献等を行い、もってわが国における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とする法人であり、当該法人を通じて、財務会計に関する最新の基準、動向について情報収集することで、経理業務を適切かつ効率的に実施することが可能となるため。	公財	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有
特例社団法人全国市街地再開発協会	研修(セミナー)参加費	314,000	—	2011/06、2011/10、2011/11	—	特社	国所管	当該法人は市街地の再開発、住宅地区の環境整備及び密集市街地の整備等に関する総合的な調査研究及び事業の推進を図ることを目的としており、当該法人主催のセミナーにより得られる最新の法制度、予算・補助制度、事業推進方策等の情報が再開発事業等の事業計画の立案、権利者の合意形成等の業務を適切に実施するため、また、機構の事業ノウハウの維持形成のため必要である。 支出にあたっては、次回以降の研修内容が、機構業務の推進上、習得しておくことが必要なものかどうかなどの必要性を十分に検討した上で対応していく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人全国市街地再開発協会	会費	400,000	80,000	平成23年7月20日	当該法人は市街地の再開発、住宅地区の環境整備及び密集市街地の整備等に関する総合的な調査研究及び事業の推進を図ることを目的としており、提供される最新の法制度、予算・補助制度等の情報、専門知識を得るためのセミナー等が再開発事業等の事業計画の立案、権利者の合意形成等の業務を適切に実施するため、また、機構の事業ノウハウの維持形成のため必要。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は機構全体で1口まで削減を行う。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有
公益社団法人土木学会	会費	280,000	特別会員:80,000 関西支部:40,000	平成23年10月11日	当該法人は、土木技術に関する国内・国外における産・官・学の最新情報の収集及び機構の土木技術の紹介・普及活動を行っている。さらには、それらの情報を機構内土木技術者へ伝達、情報発信することにより、機構土木技術者の資質向上を図るため継続する必要がある。	公社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は機構全体で特別会員1口まで削減を行う。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人内外情勢調査会	会費	1,533,000	189,000～252,000	2011/4/20,4/28,5/31,10/11,11/30 2012/1/31,2/29	当該法人は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として設立され、全国各地の企業経営者や諸団体のトップらが会員として入会し、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図ることを目的としている。 機構の経営判断等において、国内外の政財界情勢に関する最新の知見を入手する上で必要である。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有
特例社団法人日本監査役協会	会費	100,000	100,000	平成23年5月31日	当該法人は、昭和49年の商法改正を契機とした設立以来、監査制度の普及・啓発等を図るべく、監査実務指針の公表や監査役相互の研鑽を目的とした会議等の開催など多くの実績を挙げてきている法人であり、提供される情報等により監事機能の強化等に資することができるため。	特社	国所管	平成24年1月20日閣議決定の「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、監事機能の強化等による内部ガバナンスの強化が指摘され、監事機能の強化、監査業務の重要性が求められており、今後とも必要性を十分に検討した上で支出を行っていく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益社団法人日本経済研究センター	会費	945,000	945,000	2011/5/31,10/31	当該法人は、1963年に設立され、経済界、官界及び学会における相互の情報共有に資する短期・中期・長期の経済予測や産業・経済などの各種研究とその発信を行っている機関であり、当該法人が主催する講演会・会合への出席及び資料入手により、機構の経営方針の策定や経営判断等に資することができるため。	公社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有
特例社団法人日本下水道協会	会費	136,800	136,800	平成23年5月31日	当該法人より提供される下水道に係る情報が、機構の行う関連公共施設の整備の実施に際して参考となるとともに、当該法人を通じ機構情報を発信することができ、事業の適切な実施に繋がる。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人日本交通計画協会	会費	100,000	100,000	平成23年5月31日	当該法人は、道路鉄道、港湾空港等の交通計画の有機的一体化及び幹線交通網に関連する諸施設の整備計画の一体化推進を目的に設立された協会である。 当機構のニュータウン事業は、各種交通整備が伴うものが多く、計画策定に当たり、駅前広場等の都市交通の結節点及びこれに関連する地域拠点の整備方策等に関する最新の施策内容、知見を入手する上で必要。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有
特例社団法人日本住宅協会	会費	900,000	18,000	平成23年8月10日	当該法人は、住宅問題の解決促進と住生活水準の向上を図るべく、住宅政策に関する啓蒙活動等を行っている。当該法人の刊行物等により提供される住宅政策及び住宅事業に係る情報が、団地再生事業等の業務の実施に際して参考となるとともに、当該刊行物等を通じて機構からの情報発信を行うことができ、事業の適切な実施に繋がることから必要である。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は機構全体で1口まで削減を行う。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人日本不動産学会	会費	100,000	100,000	平成23年7月29日	当該法人は、住宅・ビル・ショッピングセンター等の開発や不動産仲介など不動産事業に関わる会員企業により構成される団体であり、会員企業が事業を積極的、効果的に推進できるよう、不動産関連諸制度について政策提言を行うとともに、調査・研究、社会貢献活動等に取り組んでいる。機構の業務の適切な実施に当たり、不動産に係る最新の研究情報等を入手する上で必要である。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有
特例社団法人日本プロジェクト産業協議会	会費	105,000	105,000	平成23年6月10日	当該法人は、国土の有効利用と持続可能で豊かな社会づくりを促進するための各種社会資本の整備に関するプロジェクトの推進と産官学民の交流を通じ、地域の活性化、環境の保全、産業の国際競争力の強化など国家的諸課題の解決に寄与することを目的としている。当機構は都市再生という国家プロジェクトを推進する立場にあるため、各産業界が参加する当該法人の活動より得られる情報が必要である。	特社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会	会費	120,000	120,000	平成23年4月28日	当該法人は主として物流業界における物流効率化のための調査研究活動を行っている協会である。 会員企業は当機構の用地販売における重要なターゲット層となっており、会合への出席等により会員企業に当機構の施設用地や物流施設用地等の紹介・提案等を行うことができ、誘致施設用地や物流施設用地等の販売促進に資することができるため必要である。	公社	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人街づくり区画整理協会	セミナー参加費(土地区画整理セミナー)	306,100	—	2011/4/28,6/30,8/18,9/30,10/11,10/20,10/31,11/21,11/30,12/12 2012/1/10,2/10	—	特社	国所管	<p>当該法人は、土地区画整理事業の推進に向けて、事業化から事業収束までの多種多様な最新の土地区画整理技術(事業計画、換地設計、仮換地指定、物件移転補償、換地計画、換地処分、保留地処分等)について、セミナーを行っている。</p> <p>当機構は、主たる市街地整備の手法として土地区画整理事業を活用し、その主要な事業施行者として事業推進の一翼を担ってきているが、当該事業は、まちづくりのニーズに応じて適宜変容することから、常時、最新の区画整理技術を習得しておく必要があり、本セミナーにより習得した最新の技術を当機構が施行する土地区画整理事業に活用し、土地区画整理事業の専門家集団としての技術力を向上させるため必要である。</p> <p>したがって、支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。</p>	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例社団法人街づくり区画整理協会	会費	375,000	94,000	平成23年8月10日	<p>当該法人は、土地区画整理事業に関する調査、研究、知識、技術の向上及び啓発に関する事業を推進し、もって公共の福祉に寄与するべく、調査研究及び講習等各種事業を行っている。</p> <p>土地区画整理事業は、市街地整備の根幹的事業手法であり、当機構は過去からその主要な施行者として事業推進の一翼を担ってきているが、当該事業の取扱いは、まちづくりのニーズに応じて適宜変容することから、常時最新の区画整理技術を習得すると共に、本会員である46都道府県及び各市町村と意見交換する機会を得ることは、当機構が主たる市街地整備手法として行う都市再生、震災復興事業及びニュータウン事業における土地区画整理事業の円滑な推進のために必要不可欠である。</p>	特社	国所管	<p>今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は機構全体で94,000円まで削減を行う。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。</p>	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例財団法人関西生産性本部	受講費用(「インテリジェントアレー撰壇塾」)	157,500	—	平成23年12月12日	—	特財	国所管	<p>幅広く職員に対して、経営戦略・組織マネジメントや商品開発・マーケティング等の民間ノウハウを積極的に取得できる機会を創出することにより、機構業務のさらなる推進と意識改革を図ることを目的としている。また、異業種交流により様々な分野の情報収集や機構事業のPR等の場としても活用しており、必要である。</p> <p>支出にあたっては、次回以降の研修内容が、機構業務の推進上、習得しておくことが必要なものかどうかなどの必要性を十分に検討した上で対応していく。</p>	有
特例財団法人高齢者住宅財団	研修参加費(平成23年度高齢者住宅担当研修会)	145,000	—	2011/10/20,11/21	—	特財	国所管	<p>当機構においては、団地居住者の高齢化の進展等を受け、団地活性化に資する高齢者向け施設等の導入や団地コミュニティの形成に取り組んでいるところである。当該研修において、国の施策動向やURが具体的に団地を有する研修講師でもある横浜市の施策の内容を理解し、団地活性化等の取り組み検討を進めることに活用しているため必要である。</p> <p>支出にあたっては、次回以降の研修内容が、機構業務の推進上、習得しておくことが必要なものかどうかなどの必要性を十分に検討した上で対応していく。</p>	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例財団法人住宅生産振興財団	協賛金(第23回 まちなみシンポジウム協賛金)	525,000	—	平成24年1月31日	—	特財	国所管	当該支出は、当シンポジウム会場内を活用してURのブースを設置し、民間住宅事業者やエンドユーザーに対して、URの地区紹介や住宅用地の情報発信及び個別相談等を行うことを目的とした、宅地販売促進を図るためのPR手段として必要なものである。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有
特例財団法人都市計画協会	会費	100,000	30,000	平成23年6月10日	当該法人は、都市計画の基本施策を研究し、都市計画に関する知識の普及、都市計画事業等の発展を図る等の活動を行っている。 当機構の行う都市再生、震災復興及びニュータウン事業はその大半が都市計画事業であり、当該法人の発行する機関誌やインターネットの会員限定サイトから、都市計画に関する最新の国交省の施策、トレンドや他の会員による事例等の情報が得られ、これらを当機構が実施する都市再生事業等の事業計画等に反映させる観点から必要である。	特財	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は機構全体で1口まで削減を行う。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例財団法人都市みらい推進機構	会費	200,000	90,000	平成23年6月20日	当該法人は、都市機能の更新と新しい都市拠点の形成を実現するために設立された法人であり、提供される最新の都市拠点整備に係る情報(都市再生整備計画事業の活用事例等)、研究開発等により得られる情報が都市拠点の整備等に係るコーディネート等の業務を適切に実施するため、また、機構の事業ノウハウの維持形成のため必要。	特財	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、真に必要なものに限ることとし、精査を行った結果、会費は機構全体で90,000円まで削減を行う。支出にあたっては、今後とも必要性を十分に検討した上で対応していく。	有
特例財団法人都市緑化機構	会費	250,000	250,000	平成23年8月10日	当該法人より提供される都市公園に係る情報が、機構の行う公園整備等業務の実施に際して参考となるとともに、当該法人を通じ機構情報を発信することができ、事業の適切な実施に繋がる。	特財	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
特例財団法人日本立地センター	会費	126,000	126,000	平成23年6月10日	当該法人は、産業立地と地域振興に関わる総合的調査研究機関として昭和37年に設立され、地域産業と地域社会の健全な発展に寄与するため、主として産業立地の促進を目的に設立された法人である。 当機構による施設用地、工場用地及び物流施設用地等の法人営業に関して、当該法人の発信する用地の引合い情報や企業立地動向等の最新の知見を入手するうえで必要。	特財	国所管	今回、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)も踏まえ、改めて精査を行った結果、会費の支出は行わない。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。